

各中学校長 様

設置者 加茂市長 小 池 清 彦

加茂市立の各中学校の運動部活動の休養日における活動の許可の要領

「加茂市立の各中学校における運動部活動の方針」の2の(1)、(2)または(6)に基づいて、設置者が許可をする場合の要領は、下記のとおりといたしたく、よろしく申し上げます。

## 記

### 1 長期休業期間以外の期間

- (1) 平日は、原則として毎週水曜日を休養日とし、これにより難しいときは、校長が各部ごとに、その都度休養日を定めるものとする。
- (2) 土曜日、日曜日、祝日または振替休日において大会があるときは活動日とするが、大会のない土曜日、日曜日、祝日または振替休日は、休養日とする。たとえ大会の直前であっても、大会のない土曜日、日曜日、祝日または振替休日は、休養日とする。

### 2 長期休業期間

- (1) 8月1日から8月25日までは、原則として、すべての日を休養日とする。これは、この期間においては、顧問の教職員も生徒も旅行等のため連続して長期休暇を取れるようにし、また、生徒があらゆる束縛から解放されて心行くまで自由な時間を過ごしたり、勉強に打ち込んだりすることができるようにして、心身ともに健康で幸せな人生を送ること

ができるようにとの配慮に基づくものである。人間の心身の健康は、過度の運動によって得られるものではなく、むしろ十分な休養によって得られるものであることに留意すべきである。

- (2) 長期休業期間中に大会があるときは、その日（連続して大会があるときは、それらの日）を活動日とし、その直前の2日間も活動日とする。ただし土曜日、日曜日、祝日または振替休日に大会があつて、その前に土曜日、日曜日、祝日または振替休日があるときは、これを休養日とする。この場合には、それらの休養日の直前の2日間を活動日とする。

### 3 留意事項

- (1) このたびの方針は、1年全体のスパンで考えられているものである。従って、「夏休み中」とかの限られたスパンで考えるべきものではない。1年全体のスパンで考えた場合、このたびの方針は、極めて妥当なものであると考えている。むしろ、活動時間が週4日以上である点は、普通の生徒にとっては、多すぎるのではないかとさえ考えられるものである。
- (2) 上記の1及び2において、特に留意すべきことは、運動部活動の活動への参加は、あくまでも自主的自発的に行われるものであるということである。従って、活動日において、これに参加しないことは、生徒の自由である。所属する運動部を変更することも自由である。その場合、生徒は、参加しない理由を申し述べる必要はない。所属する運動部を変更する理由を申し述べる必要もない。
- (3) 県内上位、北信越、全国、世界を目指す生徒については、校長と協議の上、別に措置する。
- (4) 加茂市においては、これまで運動部活動において、暴力行為は行われたことがなかったものと信ずるものであるが、今後のこととして、教職員が行うものであれ、生徒が行うものであれ、暴力行為は絶対に禁止する。もし、暴力行為が行われた場合は、加害者に対して、断固たる処罰の措置をとるものとする。
- (5) この要領は、文化部活動に準用する。